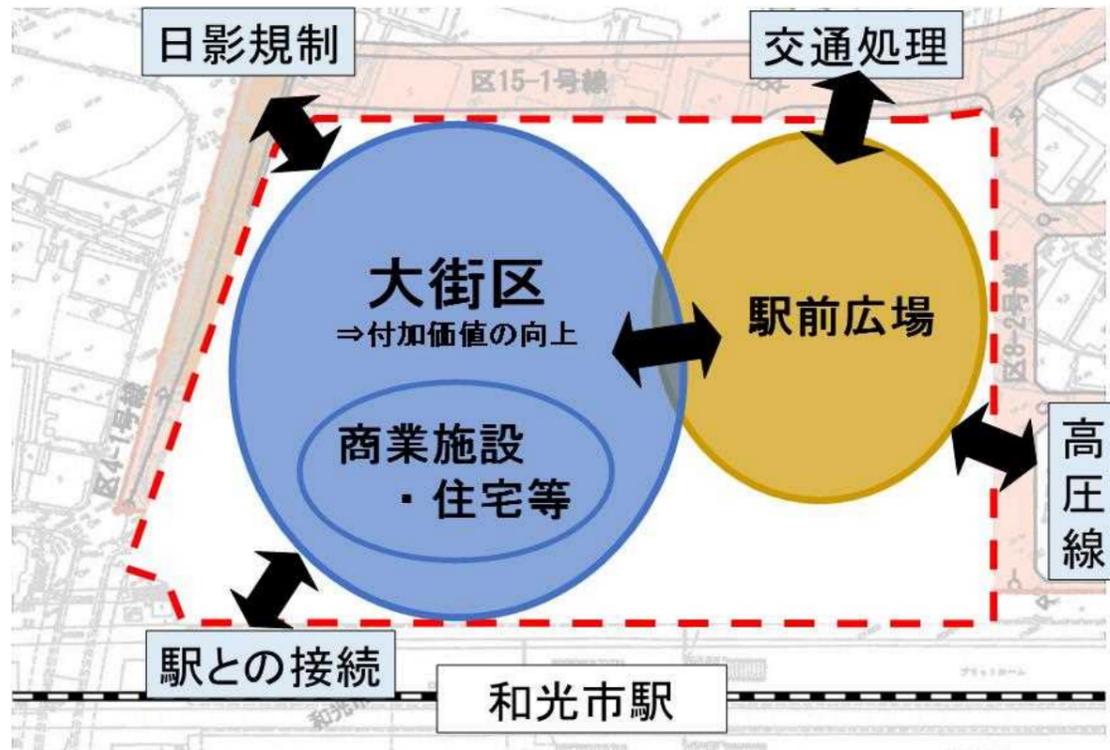


駅北口地区の高度利用化について

■駅北口地区の高度利用化の検討状況

日影規制、交通処理、駅との接続、高圧線等の条件のもと、区域内施設配置（ブロックプラン）について、複数の案を検討しています。



■区域の考え方

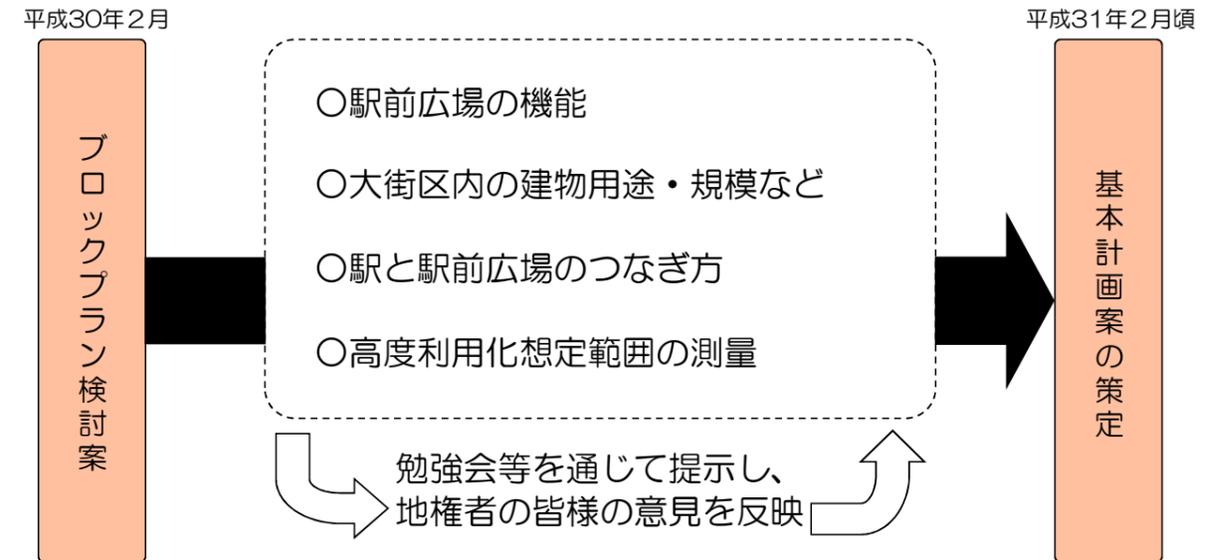
高度利用化の対象区域は、8・9・10街区を基本とし、民間事業者（デベロッパー）へのヒアリングや、8・9・10街区の地権者の皆様を対象とした勉強会での意見交換等を踏まえ、検討していきます。

◎高度利用化に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

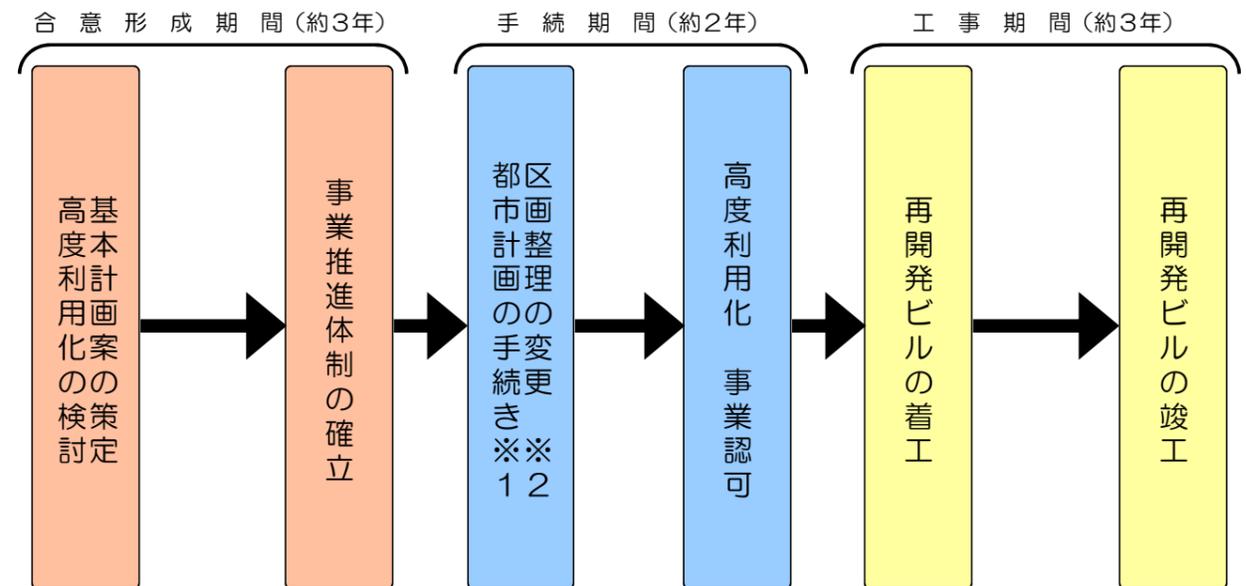
〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号
 「駅北口地区高度利用化推進室（駅北口土地区画整理事業事務所内）」
 TEL：048-450-1606 FAX：048-450-1603
 mail：e0600@city.wako.lg.jp



■今後の検討・調査の進め方（平成30年度）



■今後のスケジュールについて（平成30年度以降）



- ※1 高度利用化のエリアを定め、それに合わせて駅前広場の位置や形状を変更します。
- ※2 区画整理の一部で高度利用化を行うため、設計図や仮換地を変更します。
- ※3 期間はあくまで想定であり、今後変更になる可能性があります。

※土地区画整理事業には極力影響を与えないように検討を進めていきます。